

うるま地区内賃貸工場（5・12・13・27号棟）公募説明

チェックリスト

説明日： 令和 年 月 日
会社名：
役職・氏名：

県担当者から説明を受けた以下の内容に「○」を記入の上、応募資料と一緒に提出して下さい。

チェック欄 (○を記載)	説明内容
1	対象業種が「製造業」であること。 ※総務省「日本標準産業分類」大分類 - E 製造業に該当すること
2	事業計画の搬出額の移輸出割合が「50%以上」であること
3	H Pに掲載している「賃貸工場5・12・13・27号棟の売却に係る公募案内（以下、公募案内とする）」の「2 土地及び建物概要」の「(4)特記事項」を確認すること。
4	公募案内の「8 譲受条件」を確認すること。 特に以下については留意すること。
4-①	(3)延滞金 譲受者は、売買代金を納入期日までに納入しなかったときは、当該納入期日の翌日から納入する日までの日数に応じ、年8.6%の割合で計算した延滞金を県に支払わなければなりません。
4-②	(5)契約不適合責任 譲受者は、契約締結後売買物件に面積の不足、その他かしのあることを発見しても、県に対し売買代金の減額若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができません。
4-③	(8)所有権移転等の制限 譲受者は、引渡日から10年間で満了するまでは、売買物件を第三者に譲渡し、担保に供し、若しくは事実上の処分をし、又は第三者の使用若しくは収益に供してはいけません。
4-④	(10) 買戻権の設定 ① 県は、売買物件の引渡日から10年間で満了するまでに、次の事項に違反した場合には、売買物件の買戻しをすることができます。 ア 売買物件の引渡日から10年間は、売買物件で製造業を営まなければならない。 イ 売買物件の引渡日から1年以内に操業を開始しなければならない。 ウ 売買物件の引渡日から10年間で満了するまでは、売買物件を第三者に譲渡し、担保に供し、若しくは事実上の処分をし、又は第三者の使用若しくは収益に供してはいけません。
4-⑤	(11) 違約金 譲受者は、上記(10)①に該当するときには、違約金を県に支払わなければなりません。 また、違約金は、売買代金の20%に相当する額とします。
5	公募案内の「9 他の法令による制限等」を確認し、必要に応じて事前に問い合わせること。 特に以下の項目については留意すること。
5-①	上水の供給を受ける場合は、事前にうるま市水道部営業課と協議すること（098-975-2201）
5-②	工業用水が逼迫しており、新規契約が出来ない可能性がある。詳細は沖縄県企業局配水管理課（098-866-2810）に確認すること。
5-③	汚水・雑排水及び工場排水等は、公共下水道へ排出(接続)しなければならない。 接続工事をするときは、必ず市が指定した「指定工事店」へ申し込むこと。 なお、工場等の種類によっては、特定施設の設置届の提出や、除害施設の設置が必要になる場合がありますので、事前にうるま市建設部下水道課（098-973-7977）に相談すること。
5-④	廃棄物：工場等から排出される産業廃棄物及び事業系一般廃棄物を処理する場合は、処理業者へ委託するなど、使用者の責任において適正に処理する必要がある。処理業者も取扱い量が限られている場合もあるので、事前に業者等へ確認すること。 産業廃棄物処理業者については、沖縄県環境整備課H Pか一般社団法人沖縄県産業資源循環協会（098-878-9360）へ確認すること。